

静岡県剣道連盟の会員登録手続き解説

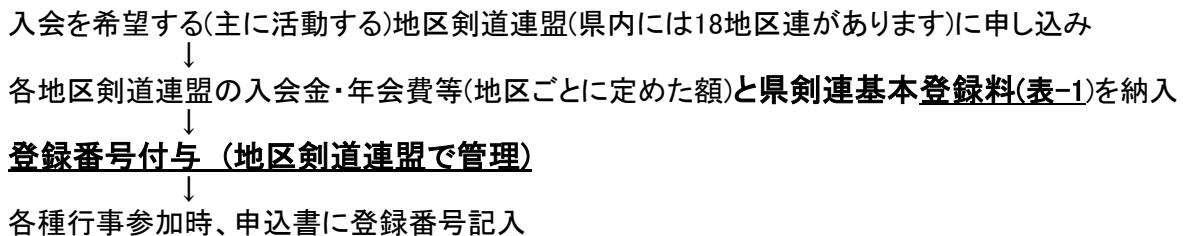
静岡県剣道連盟の各種行事(大会、審査会、講習会等)の参加及び静岡県から全剣連審査会(6段以上の審査)申込を行うためには、静岡県内の地区剣道連盟で入会・登録手続が必要です。その時、(表-1)の県剣連基本登録料を納入して下さい。

※地区連盟会員=静岡県剣道連盟会員

(県剣連基本登録料を納めないと地区剣道連盟会員にもなれません)

表-1

現有段級位	登録区分	登録料	備 考
1級～3級受有者	有級者登録	3,240	昇段により登録区分が変わった都度、基本登録料が必要です。
初段～3段受有者	有段者登録	4,320	
4・5段受有者	高段者登録	6,480	
6段以上受有者	指導者登録	10,800	



(例1) 他県からの移動等

鹿児島県剣道連盟に所属する剣道**5段の山田太郎**さんが静岡県浜松市に転勤し浜松の道場で稽古を始めた。地区や県剣連主催の行事に参加したいので入会・登録したい。

浜松剣道連盟事務局に連絡

浜松剣道連盟の規定に基づく浜松剣道連盟の入会金・年会費と**県剣連基本登録料(高段者登録料6,480円)**を納入すると浜松剣道連盟より個人の登録番号が付与される。

登録番号は氏名の頭のカタカナが前につく 山田太郎 ヤ-〇〇番

(例2) 未登録者のケース

静岡太郎さんは、以前県内で居合道**3段**を取得していたが平成3年登録制度発足時、会員登録せず登録番号が無い。最近、居合道を再開し4段を受審したい。

例1と同様に 希望する地区剣道連盟に入会し**県剣連基本登録料(有段者登録料4,320円)**を納入し登録番号が付与される。 静岡太郎 シ-〇〇番

※静岡県の既登録者が、県外で初段・4段・6段を取得し静岡県に戻って剣道活動を行う場合、**基本登録料の納付は不要**。静岡県内審査及び静岡県から6段に合格した場合のみ基本登録料の納付必要です。

例:静岡県で3段まで取得し東京の大学在学中に東京の審査会で4段取得し、静岡に戻って来て活動を行う時、4段の高段者登録料の納付は不要

※剣道、居合道、杖道とも手続きは同じですが、**各自に県剣連登録が必要です**。

※登録番号は地区剣道連盟毎に付与し管理しているため、県剣連に問合せされても分かりませんので登録番号を忘れた場合、**各地区剣道連盟事務局に問い合わせて下さい**。

※静岡県剣道連盟「組織団体に関する規程第5条」の登録制度は平成24年4月1日より実施、平成3年から実施した「終身登録制度」は廃止し終身登録会員は新登録制度においてはみなし登録会員として移行された。

越境受審の禁止(全剣連通達)

静岡県内で活動実態がなく他県より県内昇段審査を受審するためだけに静岡県の会員登録をすることはできません。